



管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類の見直し	'措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号) 輸入のし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	【提案実現後の事業構想】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え、また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。  生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクローブとして地下水の浄化作用にもも貢献できる作物である。更には、融農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地(北海道17ha)の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣設して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答された。				・THC含有量が皆無である品種の大麻については承認していない。また、大麻種子については、成育した大麻のTHC含有量が皆無であることについて種子の段階で判別することは極めて困難である。 ・EU諸国等においては、麻薬に関する単一条約を批准しつつ、産業用大麻の栽培が行われている国があるが、国際麻薬統制委員会(INCB)の年次報告(1999年)によると、1998年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫されて100トン以上の違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。 ・フランス政府がTHCを含有しない大麻種子の証明書を認定しているということについては承認していない。 ・麻薬に関する単一条約第39条において、「この条約のいかなる規定にもかかわらず、締約国は、この条約で定める措置より詳細な又は厳重な規制措置を執ること(中略)を妨げられないものとする。」と規定されているところである。  これらのことにかんがみ、大麻種子の輸入については、THC含有量にかかわらず、現行の輸入規制を維持し、厳正に対処する必要がある。		1 0 3 8 0 1 0	産業カスター研究会 K-77 麻707171	北海道	厚生労働省 経済産業省	
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号) 輸入のし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	【提案実現後の事業構想】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え、また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。  生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクローブとして地下水の浄化作用にもも貢献できる作物である。更には、融農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣設して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答された。				・THC含有量が皆無である品種の大麻については承認していない。また、大麻種子については、成育した大麻のTHC含有量が皆無であることについて種子の段階で判別することは極めて困難である。 ・EU諸国等においては、麻薬に関する単一条約を批准しつつ、産業用大麻の栽培が行われている国があるが、国際麻薬統制委員会(INCB)の年次報告(1999年)によると、1998年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫されて100トン以上の違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。 ・麻薬に関する単一条約第39条において、「この条約のいかなる規定にもかかわらず、締約国は、この条約で定める措置より詳細な又は厳重な規制措置を執ること(中略)を妨げられないものとする。」と規定されているところである。  これらのことにかんがみ、大麻種子の輸入については、THC含有量にかかわらず、現行の輸入規制を維持し、厳正に対処する必要がある。		1 0 7 0 0 1 0	株式会社グラスマイル	長崎県	厚生労働省 経済産業省	
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号) 輸入のし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	【提案実現後の事業構想】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え、また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。  生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクローブとして地下水の浄化作用にもも貢献できる作物である。更には、融農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣設して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答された。				現在の大麻取締法とその関連制度にはTHC濃度の規制がない。これは法律解釈でも指摘されている。構造改革特区の趣旨と目的から、法的根拠がなくとも(この場合、省令を設けなくても)、特区として先進的な事例をつづつ検証することはできないのか、種子証明、輸入手続の体制、輸入品と管理方法を区別し、THC濃度規制ができていない日本でもそのような制度構築が実験的にもできない理由はない。し、できない。国外農と比較して行政能力が著しく劣っていると解してよいか。  これらのことにかんがみ、大麻種子の輸入については、THC含有量にかかわらず、現行の輸入規制を維持し、厳正に対処する必要がある。		1 0 7 2 0 1 0	株式会社日本ハンプ	東京都	厚生労働省 経済産業省	
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号) 輸入のし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	【提案実現後の事業構想】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え、また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。  生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクローブとして地下水の浄化作用にもも貢献できる作物である。更には、融農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣設して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答された。				・THC含有量が皆無である品種の大麻については承認していない。また、大麻種子については、成育した大麻のTHC含有量が皆無であることについて種子の段階で判別することは極めて困難である。 ・EU諸国等においては、麻薬に関する単一条約を批准しつつ、産業用大麻の栽培が行われている国があるが、国際麻薬統制委員会(INCB)の年次報告(1999年)によると、1998年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫されて100トン以上の違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。 ・麻薬に関する単一条約第39条において、「この条約のいかなる規定にもかかわらず、締約国は、この条約で定める措置より詳細な又は厳重な規制措置を執ること(中略)を妨げられないものとする。」と規定されているところである。  これらのことにかんがみ、大麻種子の輸入については、THC含有量にかかわらず、現行の輸入規制を維持し、厳正に対処する必要がある。		1 0 8 6 0 1 0	KAYA	静岡県	厚生労働省 経済産業省	
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号) 輸入のし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	【提案実現後の事業構想】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え、また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。  生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクローブとして地下水の浄化作用にもも貢献できる作物である。更には、融農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣設して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答された。				・THC含有量が皆無である品種の大麻については承認していない。また、大麻種子については、成育した大麻のTHC含有量が皆無であることについて種子の段階で判別することは極めて困難である。 ・EU諸国等においては、麻薬に関する単一条約を批准しつつ、産業用大麻の栽培が行われている国があるが、国際麻薬統制委員会(INCB)の年次報告(1999年)によると、1998年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫されて100トン以上の違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。 ・フランス政府がTHCを含有しない大麻種子の証明書を認定しているということについては承認していない。 ・麻薬に関する単一条約第39条において、「この条約のいかなる規定にもかかわらず、締約国は、この条約で定める措置より詳細な又は厳重な規制措置を執ること(中略)を妨げられないものとする。」と規定されているところである。  これらのことにかんがみ、大麻種子の輸入については、THC含有量にかかわらず、現行の輸入規制を維持し、厳正に対処する必要がある。		1 0 8 9 0 1 0	(有)ジャパンエコー ジープドラクジョン	東京都	厚生労働省 経済産業省	

管理 コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の 分類、 見直し	「措置 の内容、 見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管 理 案 番 号 項	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1 1 0 6 0	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号) 輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス、サティバ、エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が旨無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC成分が旨無である品種に限ってこの規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができるとする。 【提案実現後の事業構想】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考える。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、弱酸性産業用のクリーニングロップとして地下水の浄化作用にもたら貢献できる作物である。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地(北海道17ha)の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣接して幅広い工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答された。		【国際条約において、THCを含有している大麻については、その量にかかわらず規制対象とされている。】その規制(規制)は、同条約第28条による産業上の目的のためならは適用しないことが明記されているので、日本国で発芽不能処理をすべての種子に適用した輸入規制は、国際条約違反であると思われる。	C	「THC含有量が旨無である品種の大麻については承認していない。また、大麻種子については、生育した大麻のTHC含有量が旨無であることについて種子の段階で判別することは極めて困難である。EU諸国等においては、麻薬に関する単一条約を批准し、産業用大麻の栽培が行われている国があるが、国際麻薬統制委員会(UNCB)の年次報告(1999年)によると、1998年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫されて100トン以上の違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。」 「麻薬に関する単一条約第39条において、「この条約のいかなる規定にもかかわらず、締約国は、この条約で定める措置より詳細な又は厳重な統制措置を執ること(中略)を妨げられないものとする。」と規定されているところである。」 これらのことにかんがみても、大麻種子の輸入については、THC含有量にかかわらず、現行の輸入規制を維持し、厳正に対処する必要がある。			1 0 9 0 0 1 0	岐阜県産業用麻協会	岐阜県	厚生労働省 経済産業省
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号) 輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができるとする。 【提案理由】 持続可能な社会を再構築する上で、大麻は木材、プラスチックの代替として繊維と茎に活用でき、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考える。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、喫煙の問題である地球温暖化対策として有効であるばかりでなく、離農が進む過疎地等における二酸化炭素排出権取引ビジネスが確立する可能性に期待できる。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、いはば日本経済の活性化が期待できる。	C	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答された。	現在の大麻取締法とその関連制度にはTHC濃度の規制がない。これは法律解釈でも指摘されている。構造改革特区の趣旨と目的から、法的根拠がない(この場合、省令を交えなくても)、特設として先導的な事例をつくって検証することはないのか。種子証明、輸入手続の整備、栃木県と同じ管理体制をすることで対応可能ではないでしょうか。「大麻種子の段階 - 判別することは極めて困難である。」フランス政府で対応可能であり、輸入手続の整備によって対応可能ではないでしょうか。「国際条約 - 規制対象とされている。」その規制は、同条約第28条で産業上の目的のためならは適用しないことが明記されているので、日本国で発芽不能処理をTHCのない栽培用種子まで適用できる輸入規制は、国際条約違反ではないでしょうか。	C	「THC含有量が旨無である品種の大麻については承認していない。また、大麻種子については、生育した大麻のTHC含有量が旨無であることについて種子の段階で判別することは極めて困難である。EU諸国等においては、麻薬に関する単一条約を批准し、産業用大麻の栽培が行われている国があるが、国際麻薬統制委員会(UNCB)の年次報告(1999年)によると、1998年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫されて100トン以上の違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。」 「麻薬に関する単一条約第39条において、「この条約のいかなる規定にもかかわらず、締約国は、この条約で定める措置より詳細な又は厳重な統制措置を執ること(中略)を妨げられないものとする。」と規定されているところである。」 これらのことにかんがみても、大麻種子の輸入については、THC含有量にかかわらず、現行の輸入規制を維持し、厳正に対処する必要がある。			1 0 9 0 0 1 0	バイオスタウン宮古 島産薬用ヘンプ促進プロジェクト	沖縄県	厚生労働省 経済産業省	
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号) 輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス、サティバ、エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が旨無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができるとする。 【提案理由】 広農産では、大崎町(昔は大麻町)、安佐南区(旧佐賀町)など大麻由来の地名があり、麻づり(広布作製委員会)によると製麻は国内でも最古の産地であったことが判明。戦後、発展した化学繊維によって、その歴史的な役割は終わったかに見えたが、特に佐賀町史によると「農業が大自然の新陳代謝能力を輪廻応用する生産技術であり、資源有限を、資源無限に延長する職責を担うものである以上、麻栽培が復活する機会が、永久に来ない」と考えられる。歴史は繰り返す。事業を待つべきかもしれないとあり、地球環境と地域活性化のための機会が2007年現在、再び来たと解釈できる。訪外のように大規模栽培できない広農では、中山間地域のために国産麻の資源料の供給を担うことを計画している。幸いここにあらず、と呼ばれる鱈、いわしなどの小魚の中に炒った麻の実とあからる煮物を詰めたものが郷土料理にあり、これらを背景にした新しい食品産業をつくりだしていきたい。県内に栽培農家がないため、種子は海外からの導入になってしまうが、現在の規制によって、次世代に広農の歴史を受け継ぐ事業ができないのは非常にもったいないことである。	C	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答された。	【THCの含有量が低い大麻であっても - 危険性は十分に認められる。】THC含有率0%の品種も対象でしょうか。「乱用につながる危険性!」栃木県と同じ管理体制をすることで対応可能ではないでしょうか。「大麻種子の段階 - 判別することは極めて困難である。」フランス政府で対応可能であり、輸入手続の整備によって対応可能ではないでしょうか。「国際条約 - 規制対象とされている。」その規制は、同条約第28条で産業上の目的のためならは適用しないことが明記されているので、日本国で発芽不能処理をTHCのない栽培用種子まで適用できる輸入規制は、国際条約違反ではないでしょうか。	C	「THC含有量が旨無である品種の大麻については承認していない。また、大麻種子については、生育した大麻のTHC含有量が旨無であることについて種子の段階で判別することは極めて困難である。EU諸国等においては、麻薬に関する単一条約を批准し、産業用大麻の栽培が行われている国があるが、国際麻薬統制委員会(UNCB)の年次報告(1999年)によると、1998年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫されて100トン以上の違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。」 「麻薬に関する単一条約第39条において、「この条約のいかなる規定にもかかわらず、締約国は、この条約で定める措置より詳細な又は厳重な統制措置を執ること(中略)を妨げられないものとする。」と規定されているところである。」 これらのことにかんがみても、大麻種子の輸入については、THC含有量にかかわらず、現行の輸入規制を維持し、厳正に対処する必要がある。			1 0 8 0 1 0	有限会社イー・コーポレーション	広島県	厚生労働省 経済産業省	
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号) 輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス、サティバ、エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が旨無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。 【提案実現後の事業構想】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考える。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 麻本県は豊製造とイグサの産地であり、同時に農薬に使われる系は、麻糸を使用しており、昔から大麻栽培もさかんであった。当社は、麻の実をつかった豆麻を製造販売しているが、カナダからの輸入原料に頼っている。熊本県内に麻栽培農家がないため、来年度栽培免許を取得する予定である。そのためにも栽培用の種子の確保は必須事項である。麻はいろいろな製品加工ができ、無駄のない植物であるため、県内の離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図り、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待できる。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC成分が旨無である品種に限ってこの規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができるとする。 【提案実現後の事業構想】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考える。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 麻本県は豊製造とイグサの産地であり、同時に農薬に使われる系は、麻糸を使用しており、昔から大麻栽培もさかんであった。当社は、麻の実をつかった豆麻を製造販売しているが、カナダからの輸入原料に頼っている。熊本県内に麻栽培農家がないため、来年度栽培免許を取得する予定である。そのためにも栽培用の種子の確保は必須事項である。麻はいろいろな製品加工ができ、無駄のない植物であるため、県内の離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図り、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待できる。	C	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答された。	【THCの含有量が低い大麻であっても - 危険性は十分に認められる。】THC含有率0%の品種も対象でしょうか。「乱用につながる危険性!」栃木県と同じ管理体制をすることで対応可能ではないでしょうか。「大麻種子の段階 - 判別することは極めて困難である。」フランス政府で対応可能であり、輸入手続の整備によって対応可能ではないでしょうか。「国際条約 - 規制対象とされている。」その規制は、同条約第28条で産業上の目的のためならは適用しないことが明記されているので、日本国で発芽不能処理をTHCのない栽培用種子まで適用できる輸入規制は、国際条約違反ではないでしょうか。	C	「THC含有量が旨無である品種の大麻については承認していない。また、大麻種子については、生育した大麻のTHC含有量が旨無であることについて種子の段階で判別することは極めて困難である。EU諸国等においては、麻薬に関する単一条約を批准し、産業用大麻の栽培が行われている国があるが、国際麻薬統制委員会(UNCB)の年次報告(1999年)によると、1998年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫されて100トン以上の違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。」 「麻薬に関する単一条約第39条において、「この条約のいかなる規定にもかかわらず、締約国は、この条約で定める措置より詳細な又は厳重な統制措置を執ること(中略)を妨げられないものとする。」と規定されているところである。」 これらのことにかんがみても、大麻種子の輸入については、THC含有量にかかわらず、現行の輸入規制を維持し、厳正に対処する必要がある。			1 1 0 9 0 1 0	たしろ屋	熊本県	厚生労働省 経済産業省	

管理 コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の 分類」の 見直し	「措置 の内容」の 見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 官庁			
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け農林第一第238号厚生省薬務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス、サティバ、エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が旨無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	【提案実現後の事業構想】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え、また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。  生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクロープとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、融農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣設して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C	-	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。  なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。		「THCの含有量が低い大麻であっても一危険性は十分に認めらる。」 「THC含有率0%の品種も対象でしょうか?」 「乱用につながる危険性」 「概木票と同じ管理体制をすることで対応可能ではないでしょうか?」 「大麻種子の段階・判別することは極めて困難である。」 「フランス政府から認められた種子会社の証明書で対応可能であり、輸入手続制度の整備によって対応可能ではないでしょうか?」 「国際条約」 「規制対象とされている」 「その規制は、同条約第28条の『 <b>健康上の目的のためならば制限しない</b> 』と明記されているので、日本国で発芽不能処理をTHCのない栽培用種子まで適用できる輸入規制は、国際条約違反ではないでしょうか?」		「THC含有量が旨無である品種の大麻については承認していない。また、大麻種子については、生育した大麻のTHC含有量が旨無であることについて種子の段階で判別することは極めて困難である。」 「EU諸国等においては、麻薬に関する単一条約を批准しつつ、産業用大麻の栽培が行われている国があるが、国際麻薬統制委員会(NCJ)の年次報告(1999年)によると、1998年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫されて100トン以上の違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。」 「フランス政府がTHCを含有しない大麻種子の証明書を認定しているということについては承知していない。」 「麻薬に関する単一条約第39条において、「この条約のいかなる規定にもかかわらず、締約国は、この条約で定める措置より詳細な又は厳重な統制措置を執ること(中略)を怠らなければならないものとする。」と規定されているところである。」  これらのことにかんがみ、大麻種子の輸入については、THC含有量にかかわらず、現行の輸入規制を維持し、厳正に対処する必要がある。					1 1 0 1 0	高知ヘンプユニオン	高知県	厚生労働省 経済産業省
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け農林第一第238号厚生省薬務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス、サティバ、エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が旨無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	【提案実現後の事業構想】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え、また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。  生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクロープとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、融農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣設して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C	-	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。  なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。								1 1 1 0 1 0	ヘンプリズム志国プロジェクト	愛媛県	厚生労働省 経済産業省	